

# 第 14 編 港 湾・漁 港 海 岸 編

## 第 1 章 堤防、防潮堤、護岸

### 第 1 節 適 用

#### 1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（堤防、防潮堤、護岸）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

#### 2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第 4 編港湾・漁港工事共通編の規定による。

### 第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 （平成 30 年 8 月）  
（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 （平成 30 年 5 月）  
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 （平成 31 年 3 月）  
（公社）全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引 （平成 25 年度版）  
（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 （2015 年版）  
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第 3 節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第 4 編第 5 章第 5 節海上地盤改良工の規定による。

### 第 4 節 基 礎 工

基礎工の施工については、第 4 編第 5 章第 6 節基礎工の規定による。

### 第 5 節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第 4 編第 5 章第 7 節本体工（ケーソン式）の規定による。

### 第 6 節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第 4 編第 5 章第 8 節本体工（ブロック

式)の規定による。

### **第7節 本體工（場所打式）**

本體工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本體工（場所打式）の規定による。

### **第8節 本體工（鋼矢板式）**

本體工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本體工（鋼矢板式）の規定による。

### **第9節 本體工（コンクリート矢板式）**

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定による。

### **第10節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

### **第11節 上部工**

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

### **第12節 消波工**

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

### **第13節 裏込・裏埋工**

裏込・裏埋工の施工については、第4編第5章第19節裏込・裏埋工の規定による。

### **第14節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第4編第5章第20節陸上地盤改良工の規定による。

### **第15節 土工**

土工の施工については、第4編第5章第21節土工の規定による。

### **第16節 舗装工**

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定による。

### **第17節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定による。

### **第18節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第26節構造物撤去工の規定による。

### **第19節 仮設工**

仮設工の施工については、第4編第5章第27節仮設工の規定による。

## 第20節 雑 工

雑工の施工については、第4編第5章第28節雑工の規定による。

## 第2章 突 堤

### 第1節 適 用

#### 1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

#### 2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 （平成30年8月）  
（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 （平成30年5月）  
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 （平成31年3月）  
（公社）全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引 （平成25年度版）  
（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 （2015年版）  
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

## **第7節 本體工（場所打式）**

本體工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本體工（場所打式）の規定による。

## **第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）**

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

## **第9節 本體工（鋼矢板式）**

本體工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本體工（鋼矢板式）の規定による。

## **第10節 本體工（コンクリート矢板式）**

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定による。

## **第11節 本體工（鋼杭式）**

本體工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第13節本體工（鋼杭式）の規定による。

## **第12節 本體工（コンクリート杭式）**

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定による。

## **第13節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

## **第14節 上部工**

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

## **第15節 消波工**

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

## **第16節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第4編第5章第20節陸上地盤改良工の規定による。

## **第17節 土工**

土工の施工については、第4編第5章第21節土工の規定による。

## **第18節 舗装工**

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定による。

### **第19節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定による。

### **第20節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第26節構造物撤去工の規定による。

### **第21節 仮設工**

仮設工の施工については、第4編第5章第27節仮設工の規定による。

### **第22節 雑工**

雑工の施工については、第4編第5章第28節雑工の規定による。

## 第3章 離岸堤、潜堤・人工リーフ

### 第1節 適用

#### 1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（離岸堤、潜堤・人工リーフ）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

#### 2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）  
（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）  
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成31年3月）  
（公社）全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引（平成25年度版）  
（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）  
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

### 第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（場所打式）の規定による。

## **第8節 本土工（捨石・捨ブロック式）**

本土工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第10節本土工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

## **第9節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

## **第10節 上部工**

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

## **第11節 消波工**

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

## **第12節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第26節構造物撤去工の規定による。

## **第13節 仮設工**

仮設工の施工については、第4編第5章第27節仮設工の規定による。

## **第14節 雑工**

雑工の施工については、第4編第5章第28節雑工の規定による。



## 第4章 水門及び樋門、陸閘

### 第1節 適用

#### 1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（水門及び樋門、陸閘）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

#### 2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）  
（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）  
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成31年3月）  
（公社）全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引（平成25年度版）  
（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）  
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

### 第5節 付属工

付属工の施工については、第4編第5章第17節付属工の規定による。

### 第6節 土工

土工の施工については、第4編第5章第21節土工の規定による。

### 第7節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定による。

### 第8節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第26節構造物撤去工の規定による。

## **第9節 仮設工**

仮設工の施工については、第4編第5章第27節仮設工の規定による。

## **第10節 雑工**

雑工の施工については、第4編第5章第28節雑工の規定による。

## 第5章 養 浜

### 第1節 適 用

#### 1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（養浜）における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用する。

#### 2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 （平成30年8月）  
（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 （平成30年5月）  
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 （平成31年3月）  
（公社）全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引 （平成25年度版）  
（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 （2015年版）  
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

### 第3節 土 捨 工

土捨工の施工については、第4編第5章第4節土捨工の規定による。

### 第4節 土 工

土工の施工については、第4編第5章第21節土工の規定による。